

川崎市立井田病院医療器械仕様決定、機種・診療材料選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医療器械及び診療材料の購入手続を公正かつ適正に執行することを目的として設置する川崎市立井田病院医療器械仕様決定、機種・診療材料選定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、医療器械とは購入予定価格が1点2万円以上の医療用の器具及び器械をいい、診療材料とは使用回数が1回限りで終わってしまうもの並びに購入予定価格が1点2万円未満の医療用の材料、器具及び器械をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用のある医療器械の購入に係る仕様の決定に関すること。
- (2) 購入予定価格が100万円以上の医療器械の購入に係る仕様の決定又は機種の選定に関すること。
- (3) 新規に購入する診療材料のうち、年間10万円以上の購入が見込まれるものに関すること及び診療材料の予算執行に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある職員及び本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名するものをもって組織する。

- (1) 病院長の指名する副院長
- (2) 事務局長
- (3) 放射線技術科長
- (4) 臨床検査科長
- (5) 看護部長の指名する副看護部長
- (6) 事務局庶務課担当課長
- (7) その他病院長が指名する職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(依頼等)

第8条 委員長は、購入予定価格が1件1,000万円を超える医療器械の仕様の決定又は機種を選定を行った場合は、病院局医療器械仕様決定・機種選定審査委員会要綱の規定によるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理する。

(持回り議決)

第10条 第6条の規定にかかわらず、委員長は、緊急の必要により委員会を招集することができないときなど、持回りによる審査が相当であると認めるときは、持回り議決書によって審議を行うことができる。この場合、委員の3分の2の決裁をもって議事が決したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に該当する医療器械の仕様決定については、持回りによる審査に付することができない。

(秘密の保持)

第11条 委員長、委員、第7条の規定に基づき委員会に出席した者及び事務局、並びに前条に規定する持回り議決に関与した者は、委員会又は持回り議決書の審議に関する事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

次に掲げる要綱は、廃止する。

井田病院医療器械仕様決定・機種選定委員会要綱（平成8年7月1日）

井田病院診療材料等委員会要綱（平成13年4月1日）

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

次に掲げる要綱は、廃止する。

川崎市立井田病院診療材料等委員会要綱

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。